

第1回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成15年9月11日(木) 13:30～16:00

2. 開催場所：(社)日本電気協会 4階 A会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：飯田(東京電力), 霜垣(中部電力), 村杉(北陸電力), 古田(関西電力)
中村(日本原電), 廣瀬(九州電力) (計6名)

委員代理者：新延(郷原・中国電力), 青野(大西・四国電力), 三浦(小笠原・東北電力)
(計3名)

常時参加者：高平(東京電力) (計1名)

事務局：福原・上山(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.1-1 防災対策指針検討会 委員名簿

資料 No.1-2 運転保守分科会 規格改廃要否結果・平成14年度実績及び平成15年度計画

資料 No.1-3 原子力規格委員会 活動状況

資料 No.1-4 JEAG4102-1996「原子力発電所の緊急時対策指針」の検討方針について

資料 No.1-5 JEAG4102-1996「原子力発電所の緊急時対策指針」の適用範囲

資料 No.1-6 JEAG4102-1996「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案(本文)

参考資料-1 原子力規格委員会 規格策定基本方針

参考資料-2 原子力規格委員会 規約

参考資料-3 原子力規格委員会 事務局通知

参考資料-4 委員表彰制度について

参考資料-5 原子力規格委員会&各分科会の英語名称

参考資料-6 規約に基づいた既存の規格の制定について

参考資料-7 原子力規格委員会の審議のあり方について

参考資料-8 原子力規格委員会 規約及び運営細則の改定について

5. 議事

(1) 委員定足数の確認

事務局より委員総数 10 名に対して本日の出席委員数は、代理委員も含めて 9 名で検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上の出席が確認された。

(2) 検討会委員変更について

資料 No.1-1 に基づき、事務局より防災対策指針検討会委員名簿(案)の紹介と次回の運転・保守分科会(9月19日開催)において、以下の委員承認手続きを行う説明があった。

- ・ 退任委員：小笠原 和徳(東北電力), 大西 真一(四国電力)
- ・ 新任候補：三浦 壮弘(東北電力), 長尾 浩司(四国電力)

(3) 原子力規格委員会の活動状況について

資料 No.1-3 及び参考資料1~8 に基づき、題記に関する主な事項として、事務局より以下の項目が紹介された。

- ・ 委員会構成, 活動状況
- ・ 委員会規約, 規格策定基本方針(規格作成手引きを含む)
- ・ 原子力規格委員会から各分科会・検討会への依頼事項
- ・ 運転保守分科会 平成 15 年度活動計画

(4) 検討会公開に伴う主査の選任及び副主査の指名他

- ・ 規約に基づき当検討会主査の互選手続きとして飯田委員が推薦され、他に候補者がいないことを確認した後、挙手による決議を行った結果、全員賛成(飯田委員を除く)で決議された。
- ・ 飯田主査より本検討会の副主査について古田委員が指名され、了承された。
- ・ 飯田主査より常時参加者として高平史郎氏(東京電力)が推薦され、全員賛成で了承された。

(5) JEAG4102 指針改定案の検討

資料 No.1-4~No.6 に基づき、飯田主査より「JEAG4102-1996 原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の説明があった。改定案に関する主な質疑は、以下のとおり。

JEAG4102 改定案の基本方針について

- (Q) 防災業務計画の作成・修正における事業者の考え方を明確にすることが目標か?
- (A) 防災業務計画は、事業者と地方自治体の協議も含まれるため、法令で定められていない範囲については、各事業者のオリジナリティを生じることになるが、事業者としての基本的な考え方は統一できる。それらの内容を JEAG4102 の指針として整

備する。

- (Q) 防災資機材の品質管理については、本指針(JEAG4102)に記載する必要はあるか。
事業所の他資機材と同様に、原子力発電所全体の QA 体系に基づいて管理が行われていることとして記載しない方針もある。
- (A) 防災資機材は常時待機であり、1回/年の検査により資機材の健全性を確認しているが、「仕様」、「点検頻度・項目」等の詳細な品質管理を組み込むことで本指針の存在感を出したい。又、「配備数・場所」等も含めて可能な限り記載したい。
- (Q) 「点検頻度・項目」の根拠を明確に示す必要がないのか。
- (A) 今後の検討課題とする。

JEAG4102 改定案の内容について

- (Q) 緊急時の措置等に関する記載が少ない。緊急時のモニタリング等については、記載しないのか？
- (A) 原子力災害合同対策協議会(オフサイトセンター)立ち上げに伴い、対策本部の指揮下に入ること及び原子力発電所モニタリング指針(JEAG4606-2003)に記載されていることから本指針には記載していない。
- (Q) 構成は防災業務計画と同じ章立てとなっているが、緊急時対策指針としての章立ては考えないのか。
- (A) 事業者の使い勝手を優先して、原案の構成を考えたが今後の検討課題としたい。

**以上の議論を踏まえ、「JEAG4102-1996 原子力発電所の緊急時対策指針」の改定案は
次回の運転分科会(9/19日開催)において中間報告を行うことになった。
原子力規格委員会への中間報告は、改定案内容が整備され次第行う予定。**

(6) その他

原案の見直し分担は以下のとおりとし、次回検討会までに改定案内容を精査する。

1. ~ 2. : 東京電力
3.1 ~ 3.5 : 東北電力(3.4.2は除く)
3.4.2 : 日本原電
3.6.1 ~ 3.6.12 : 東京電力
3.6.13 ~ 3.6.24 : 中部電力
3.7 ~ 3.8 : 北陸電力
3.9 ~ 3.12 : 関西電力

北海道電力の担当分は、主査より
別途連絡予定。

- 4.1 : 中国電力
- 4.2 : 四国電力
- 5.～8. : 九州電力

次回の検討会開催予定は、別途連絡することになった。

以上